

17 傀儡の訴訟

～鎌倉幕府の訴訟制度～

1 訴訟制度の変遷

鎌倉幕府の訴訟制度の整備は、1184（元暦元）年に源頼朝が問注所を設置したことに始まる。問注所は、訴訟において当事者を召喚して口頭弁論させ、その内容を鎌倉殿（将軍）に報告し、判決は鎌倉殿の親裁で下された。

源氏将軍が廃絶となり、北条氏を中心とした執権・連署・評定衆の合議制により幕府政治が運営されるようになると、訴訟制度も変化する。御家人を当事者とする訴訟と、諸国の雑人（侍身分ではない者で凡下・甲乙人とも称される）・非御家人を当事者とする訴訟は問注所が、鎌倉市中の雑人と非御家人を当事者とする訴訟は政所が管轄することとなった。政所・問注所には、それぞれ問注奉行人が配属されて、訴状など書面の審理と当事者の尋問などを担当した。その結果は評定衆の会議に上げられて判決が確定された。

1249（建長元）年、裁判の迅速化をはかるため引付が新設された。引付は三番編成（後に五番編成となる）で、各番は1人の頭人（責任者）と4～5人の評定衆・引付衆、さらに4～5人の引付奉行で構成され、従来は問注所が担っていた御家人を当事者とする訴訟を担当することとなった。引付訴訟の手順は、まず訴状が問注所に提出され、ついで引付に回されて担当の引付奉行が決定される。審理は最初に、三問三答とよばれ、3回にわたる訴状と陳状の提出を通じた書面による訴人（原告）と論人（被告）のやりとりがあり、ついで訴人と論人が引付の座に呼び出されて対決（口頭弁論）を行った。そして引付頭人・引付衆・引付奉行による評議によって判決の原案が作成され、評定沙汰（執権・連署・評定衆の合議）により正式な判決が下されて、判決文が勝訴人に下付された。

13世紀の後半になると訴訟担当機関決定の原理は、訴訟当事者の身分と居住地から訴訟内容へと変化する。訴訟は、所務沙汰・雑務沙汰・検断沙汰と3種に分類され、所務沙汰は引付が、雑務沙汰は問注所が、検断沙汰は侍所と諸国守護が管轄することとなった。検断沙汰における侍所と守護の管轄分担は、侍所が御家人の訴訟を、守護が非御家人・凡下の訴訟を担当したと考えられ、訴訟機関としての侍所は侍所頭人と奉行で構成されていた。

所務沙汰とは土地の所有権を争う訴訟で、雑務沙汰とは土地所有権の移転の認定や土地以外の財産権をめぐる訴訟、検断沙汰とは刑事訴訟である。土地所有権を争う所務沙汰は最重要の訴訟であり、前述した引付訴訟の手続きに従って判決が下された。これに対して雑務沙汰と検断沙汰は、判決に執権以下の合議を必要としなかったとされている。

鎌倉幕府の訴訟制度に関しては、このほかに判決の過誤を救済する越訴の制度があり、西国の訴訟に関しては承久の乱後に設置された六波羅探題が、九州については蒙古襲来後に設置された鎮西探題が、やがて担当するようになる。

2 傀儡の訴訟

〈史料1〉は、駿河国宇津谷郷今宿の領主であった鎌倉の久遠寿量院から雑掌（現地管理者）として派遣された教円という僧侶と、今宿の傀儡の訴訟において、傀儡を勝訴とする関東下知状である。

（史料1）
久遠寿量院領駿河国宇都谷郷今宿
傀儡与寺家雑掌僧教円相論条々
一旅人雑事用途事
右、対決之处、如傀儡等申一者、
岡部権守自領知岡部・宇都谷両郷一
以来、代々如此雑事一切不被宛
行之处、当預所始張行之間、可被
停止新儀之由、所愁申也云々、
如教円申一者、当郷預所四代内三
代預所代者、為榮耀尼婿之間、
雖令免除之、当預所者依無其
儀一、随田地令配宛雜事之条、
何可為新儀哉云々者、宛行旅
人雜事於之之条、為新儀、宣
令停止一矣、
一段別糴白米事（中略）
一二所詣人夫伝馬事
一湯詣人夫兵士事（中略）
一過料事（中略）
一阿曾尼作稻事（中略）
一在家間別錢事（中略）
以前七箇条、大略依為新儀一、所
被停止一也、於教円一者、条々非法
難遁之間、改易教円一、可被補
穩便輩一也、預所者不可行新儀非
法一、傀儡者亦不可闕先例所役、
兩方可存此旨一者、依鎌倉殿仰下
知如件、
建長元年七月廿三日
相模守平朝臣（花押）
陸奥守平朝臣（花押）
（静岡県史資料編5中世一 476頁）

傀儡とは、人形舞にかかわる芸能者で、男性は剣術や人形を操り、女性は化粧して歌を唄い遊女のように接客も行った。はじめ諸国を遍歴していた傀儡は、宿の成立により定住する者もあらわれ、その統率者（長者）が宿の支配に深くかかわる場合があった。

訴訟の舞台となった宇津谷郷今宿は、〈史料1〉にみえる岡部権守が、宇津谷・岡部両郷を支配するようになってから開かれたものと考えられるが、鎌倉幕府成立以前から傀儡の長者が宿の経営に関与しており、長者は榮耀尼という女性であった。

一方、鎌倉幕府は久遠寿量院に宇津谷郷を寄進してその支配権を委ねたが、鎌倉から現地に派遣された預所（雑掌）は今宿の支配に関して、傀儡の長者を無視することができず、3代続けて榮耀尼の婿に迎えられていた。ところが4代目の雑掌教円は、榮耀尼の婿とならないばかりか、従来傀儡に認められてきた特権を否定する行動に出た。このため両者の全面衝突となって訴訟に至ったわけである。

建長元年は1249年で、引付が設置される直前の時期にあたる。先に述べた鎌倉幕府の訴訟制度からすれば、この訴訟は問注所で扱われ、訴人は傀儡、論人は教円で、三問三答の末に対決があって、評定衆の合議で判決が下されたはずである。

3 判決－傀儡の勝訴

争点は7か条にわたり、旅人の雑事にかかわる費用負担、正月の餅米の負担、伊豆の走湯・箱根両神社へ将軍が参詣する際の人夫・伝馬の負担、熱海周辺への将軍の参詣への労役負担、小次郎入道という人物への罰金賦課、請負耕作していた田の稲を強制的に刈り取る、毎月在家間別錢10文を賦課するなど、新任の雑掌教円が前例のない措置をとったことの是非が争われた。幕府は、教円のとった措置がいずれも新儀の非法であるとして教円の交替を命じ、穩便な者を雑掌に任命せよと裁断した。傀儡の全面勝訴である。

なお今宿の位置について、従来は静岡市駿河区宇津ノ谷に比定されていたが、最近になって藤枝市内谷の可能性が指摘されている。

〈参考文献〉

佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店）

『静岡県史』通史編2中世